

佐賀県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年七月八日から平成二十三年八月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小侍多久原線	多久市北多久町大字小侍一〇四〇番一 地先から 多久市北多久町大字小侍八一七番二 地先まで	平成二三・七・八